

第777回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年8月19日(火)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第776回教育委員会会議録の承認について
- 4 第777回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
 - (1)平成20年度学校基本調査速報の概要について (総務課)
 - (2)教員採用選考等の点検調査の結果について (教職員課)
- 6 専決処分報告
 - (1)第319回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
 - (2)平成21年度使用県立特別支援学校小学部, 中学部及び高等部用教科用図書採択について (特別支援教育室)
 - (3)平成21年度使用県立高等学校, 特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について (高校教育課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 新しい職の設置について (教職員課)
 - 第2号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について (高校教育課)
 - 第3号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について (総務課)
 - 第4号議案 職員の人事について (教職員課)
 - 第5号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について (高校教育課)
 - 第6号議案 宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について (スポーツ健康課)
 - 第7号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について (生涯学習課)
- 8 課長報告等
 - (1)教育・福祉複合施設の実施方針の公表について (教職員課)
 - (2)平成20年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について (高校教育課)
 - (3)無形文化遺産「代表一覧表」提案候補について (文化財保護課)
- 9 資 料(配布のみ)
(仮称)仙台二華中学校・高等学校の概要について (高校教育課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第 7 7 7 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 0 年 8 月 1 9 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，
小林教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤総務課長，安住教育企画室長，
氏家参事兼福利課長，安井教職員課長，竹田義務教育課長，
伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，高橋施設整備課長，
佐々木スポーツ健康課長，後藤生涯学習課長，
宗像副参事兼文化財保護課長補佐ほか

- 5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 7 7 6 回教育委員会会議録の承認について

委員長 ； (委員全員に諮って) 承認。

7 第 7 7 7 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 ； 山田委員及び佐々木委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

(1) 平成 2 0 年度学校基本調査速報の概要について

(説明：教育長)

「平成 2 0 年度学校基本調査速報の概要について」御説明申し上げます。

資料は，別冊資料となる。

この調査は，学校に関する基本的事項である学校数，在学者数等の状況を明らかにするために，毎年 5 月 1 日現在で実施している指定統計調査である。

資料の 1 ページを御覧願いたい。

はじめに，1 の「学校数・学級数」についてである。

平成 2 0 年度の本県の学校数は，小学校が前年度より 6 校減少し，4 5 7 校，中学校が 1 校減少し，2 2 8 校，高等学校が前年度と同数の 1 0 9 校となった。学級数は前年度に比べ，小学校で 2 1 学級減少，中学校で 2 7 学級増加しているが，詳細については，2 ページの表 1 のとおりである。

なお、過去1年間に新設又は廃止された学校は、2ページの表2のとおりであるが、廃止16校のうち幼稚園2園、小学校2校、中学校2校は、統合に伴う廃止であり、統合後の学校として新たにそれぞれ1校が新設されている。

次に、2の「在学者数」についてである。

学校種別の在学者数は、2ページの表1の「在学者数」の記載のとおりである。小学校で533人、中学校で1,060人、高等学校で1,583人、それぞれ昨年度より減少している。

2ページの図2は、「学校種別在学者数の推移」であるが、依然として少子化に伴う、減少傾向は続いており、小中学校の在学者数は、調査開始以来過去最低となっている。

続いて、3の「教員数」である。2ページ表1に記載のとおりであるが、小学校で前年度より53人減少し8,233人、中学校で前年度と同数の4,888人、高等学校で117人減少し4,853人になっている。

次に、資料の3ページを御覧願いたい。

4の「長期欠席者数」であるが、「理由別長期欠席者数」は、表3のとおりである。平成19年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、小学校は1,027人で前年度より62人減少、中学校は2,679人で、前年度より125人増加している。

このうち、理由別の1つである「不登校」について申し上げますと、小学校は450人、中学校は2,203人であり、小学校については、前年度より33人増加、中学校については、106人の増加であった。

次に、資料の5ページを御覧願いたい。

5の「卒業後の状況」である。

中学校の卒業者の進路は、6ページの表4のとおりであるが、本年3月の卒業者数は22,969人で、前年度より447人減少している。進学率は98.6%で、前年度より0.1ポイント低下している。

一方、高等学校の卒業者の進路は、6ページの表5のとおりであるが、卒業者数は21,878人で、前年度より1,063人減少している。

進学率は44.9%で、前年度より2.3ポイント上昇、就職率は25.8%で、前年度より0.5ポイント上昇している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 3ページの理由別長期欠席者数であるが、小学校でも中学校でも、小学校では今年は無いようであるが、経済的理由により登校ができない方が本当にならずかでもいるというのは、義務教育という観点から考えると行政の手が十分行き届いていないのではないかというふうに感ずる。十分手厚くこのような方達へ対応することで、経済的理由で学校に行けないということが起きるはずがないと思うがいかがか。

義務教育課長 資料に経済的理由で長期欠席1人とあるが、詳しい理由は分からない。市

町村は、経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者には就学援助制度というものがあり、要保護者または準要保護者に対し現在手厚く支援しているところである。

佐々木委員 本来は経済的理由で行けない子どもが一人でもいてはいけないと思う。要するに他の理由ならともかく、教育に関する費用は全面的に提供しているというのが建前なのであるから、やはりその辺は、行政なり、いろんな立場の方達の連携で十分にフォローしてそういう方が出ないような対策を取り、ゼロになるべきものと思う。少し情報を集めてどういう方がこういう項目に該当するのかということを検討していただいたほうがよいと思う。国民全員が初等教育をうけるという素晴らしい国である。それが経済的理由でということがあってはならないと思う。

教 育 長 御指摘のとおり極めて数は少ないが、そういった理由で休むという子どもがいるというのは事実である。これは本来あってはならないことであるので、ゼロになるよう関係機関と連携を取りながら適切に対応してまいりたい。

委 員 長 なぜこういうことが起きているかということを少し詳細に検討していただけると助かる。

菅原次長 補足であるが、経済的理由で長期欠席している点について過去に調査したところ、経済的理由によって居所を不在にしているために当初の該当学校に通えない、その住居に家族が住むことができず、どこかに不明状態となり長期欠席となったという事例もある。いろいろな理由があると思う。あってはならない理由であるので、これから調査したい。

櫻井委員 不登校について質問したい。全国的に小学校も中学校もどんどん増えているという事実が毎年のようにこれにあがってきたときに、宮城県としてはスクールカウンセラーを増やして対処しているなどということを何度も聞かせていただいている。実際にスクールカウンセラーも頑張っており、学校の先生方も頑張っている。それから保健室の先生方も頑張っている。でもどんどん増えるという状況を見た時に、以前にも何回か、学校医というものがきちんといるのに、検診にしか行っていないような学校医だとか、それがごく普通となっており、学校医の報酬は大した報酬を差し上げていないので、あまりもっと来て下さいと言にくいのだという声も聞いてはいるが、私が前に申し上げたように学校医、それから保健室、それから学校の教師、それから親も巻き込んでみんなのできることをかたっぱしからやっていかないと不登校というものは減ることはないとは私は現場で思っている。いままで私が学校医に働きかけて少しは頑張ってみてはどうですかと意見を言わせていただいて、何かモーションというか、アクションというか、県からそういう動きがあったかどうかということ伺いたい。

それから不登校の中に含まれている、例えば、心の病気、精神科的な疾患

も入ってしまっていると思う。病気は減ってきて不登校は増えているというこのグラフを見ていると、いったい何が不登校で、何が病気なのかということがはっきり見えてこない部分がある。なかなか大変な問題だと思うが、精神科の先生にもいろいろと働きかけをして不登校の中身、それからここで病気と出てくる中身を一つ一つはっきりさせていくことが対策にもなっていると思うが、いかがか。

義務教育課長 学校医の先生方にも協力をいただいているということであるが、各学校には学校保健委員会というものが組織されており、その中で不登校児童生徒の対応等についても、その都度助言をいただいているところである。

それから、病気と不登校の関連であるが、不登校の原因の中には、病気がきっかけとなって不登校となる児童生徒もいる。不登校対策は全員を巻き込んでやるということが大切だということについては、我々も常日頃から考えてやっているが成果が出てきてないことも事実である。この調査には出てないが、不登校児童生徒の復帰率というものがある。不登校になったがいろいろな支援を受けて再び学校に戻ることができた児童生徒は、宮城県ではわずかながら上昇の傾向にある。それは、委員御指摘のように学校も様々な方々の協力を得ながら努力した結果が表れてきているものだと考えている。

櫻井委員 確かに学校保健委員会は、最低でも一回行わなければいけないということが決められているので、各学校で1回は行われていると思う。でも、できれば毎月のように行うべきものであろう、ただ時間的な問題もあろうから、詳細にいったい学校保健委員会が何回行われているのか、そして、どのようなメンバーで不登校に関してディスカッションを行ったのかということまで把握しないといけないと思う。私が毎回細かく言っている理由は、会社の産業医もしているが、仕事に就いた人がすぐ離職してしまう。若い人の離職率が非常に高くなっているという状況を見ると、やはり始まりは小学校に行かなくなるという辺りから細かく分析して、できることは何なのか、いろいろな働きかけをしたからこそ、それが生徒達にも、それから親にも伝わるものなのである。ここで同じようにやっているやっっているではなく、いまお話をうかがったように努力はされているのは分かったが、さらに努力しないと将来の日本が、宮城県がとても大変なことになってしまうという危機を感じているので、しつこく意見を言わせていただいている。

山田委員 いま櫻井委員の発言について質問をしようと思ったが、5の卒業後の状況について進学率と就職率は書いてあり、この状況については分かるが、社員を採用する立場にすればその後の離職率が非常に気になる場所であり、年々高まっているという櫻井委員の発言だったと思うが、自分も何かの資料で拝見したところ、その数字を見るとびっくりするような数字が出てくる。やはり就職した人の1年後、2年後にどのような理由で、どのような悩みを持

って辞めたのかは、学校教育現場だけではなかなか把握しきれない要因があると思うが、せめてそういった状況把握をしていただき、このようなところに活かしていただき、数字をしっかりと把握した上で各教育現場での指導に役立てていただくようなデータを取っておく必要があるのではないかなと思うが、いかがか。

教 育 長 俗にであるが七五三と言われている。就職して3年間の定着率を見ると、中卒で就職した場合、7割は離職している。高卒で就職した場合は5割が離職している。大卒で就職した場合は3割が離職しているということが、宮城県のみならず全国的な状況として言われているわけである。その中で、こういう状況に対してどうするのかということであるが、実際のところ委員から御指摘があったように就職してしまった後、つまり学校を離れた後はなかなか教育委員会、あるいは学校の立場からは状況把握できないというところがあるわけであるが、国の労働局であるとか、県の労働部局と連携してどういった状況で離職が進んでいるのかということをきちんと把握しておく必要はあると思う。取りあえず学校現場の対応としては、いわゆるキャリア教育をきちんとやっていく必要があると思うし、それを高校生になってからやったのではあまり意味が無いと思う。小学校、中学校の段階から系統的に、体系的にそういった教育をやっていくことが必要ではないかと考えている。

小野寺委員 学校基本調査のことであるが、これをどう読み取って、どう対策を講じていくのかということであると思う。それで、不登校の問題が出てくるが、これはいつか歯止めがかかっていつか減少していくのではないかなという気持ちを実は持っていたが、何か小学校だと0.3%、中学校だと3%ぐらいの数字からずっと動かない。そこでいくつか伺いたい。不登校に対する見方や考え方なのだが、学校で学ぶということがまず私は原則だと思う。ただ一方で多様な学びを認めようとする考え方も広がっている。そういう中で現場に迷いとか、現場では一生懸命やっていると思うが、迷いとか、何か対応の差があるような気がする。だから県としてどういうふうに考えて現場にどう伝えているのかということがまず一つである。

それから、宮城県は中学校の出現率が全国で8番目に多い、東北でも突出している。そこで要因分析をして対策をどう講じるかというときにスクールカウンセラーのことが必ず出る。スクールカウンセラーを配置していると言われるが、配置してからずっとたつ。スクールカウンセラーが配置されて歯止めがかかっているという見方もあると思うが、現実にスクールカウンセラーが不登校にどのようにかかわっているのか、その辺りを検証する段階だと思う。スクールカウンセラーはあくまで助言的な、補助的な立場だと思う。やはり中心となってやらないといけないのは、教員と家庭だと思う。とにかくスクールカウンセラーを配置しているということでは、いまの手詰まりな

状況を打開できないと思っている。例えば、スクールカウンセラーが一人で4校も持っているという例もある。その点はきちんと検証する必要があると思う。それから、より具体的に言えば、要するに中学校に行けば増えるわけである。これは環境移行の問題があると思う。対応は可能だと思う。いわゆる中一ギャップというが、県の取組として中一ギャップを言っているが、弱くないかという辺りについて伺いたい。

教 育 長 後で担当課長から説明させるが、不登校の問題について御指摘をいただいたが、実は本日の資料には出てきていないが、本県の高校生の不登校の状況を見るとここ数年減ってきている。それに対して小中学生が増えているという状況があり、その辺のなぜ高校で減り、小中で増えているのかという要因分析をきちんとやる必要があると思っている。それで、特に中学校で数が増えるということがあるが、いま御指摘のとおり、いわゆる中一ギャップというのがやはり大きな要因としてあるのだと思う。その対応ということで平成19年度から学級編制弾力化事業、一クラスの上限を35人以内にするという県独自の施策として講じているところである。今後さらに充実させていくことが必要であろうと思っている。

それから、御指摘のあった教員の不登校に対する対応の仕方であるが、適切に対応できるように研修を強化することが必要だろうと思っている。それからスクールカウンセラーであるが、いま徐々に数を増やしているが、19年度から全公立中学校に配置するというところでやっているのだから、そういった様々な方策で少しでも数を抑えることに、なお努力してまいりたいと考える。

小野寺委員 スクールカウンセラーの問題についてであるが、全中学校に配置するということは良いことだと思うが、スクールカウンセラーが配置されて数年たっているわけである。不登校に対するスクールカウンセラーの役割についてきちんと見ていかないといけないと思う。それから、もう一つであるが、いろいろなスクールカウンセラー等の支援や対策を講じてもやはり学校の枠に入ることができない、学校になじめない生徒がいる。しかし、生徒はいつか社会に出ないといけない。そうすると不登校の問題は中学校では進路形成の問題になると思う。だからそういう視点から行政として支援なりを講じていかないといけないと思う。その辺りがどうなっているかもう少し具体的に聞けば、例えば、適応指導教室がある。その辺りの状況がどうなっているのか。どのくらいの不登校の生徒が来ているのか。それから、中学校を卒業した不登校生徒の進路状況を把握しているのかどうか。その辺りについて伺いたい。

義務教育課長 スクールカウンセラーによる相談事業については長年やっていることであり、常に問題点を明らかにしながら実施している。現在、スクールカウンセラーの質の向上ということを掲げ、カウンセラーの研修等を行っている。19年度においては、中学校カウンセラーに約3万6千件ほどの相談があっ

た。そのうち中学生の相談は、約1万3千件で、相談内容を見ると、まず第一番目は学校生活全般の悩みが約20%、友人関係の悩みが約15%、学校不応適や不登校の悩みがそれぞれ約10%ということが分かってきているので、これらのことを参考にしながらその原因解明に努め対応を考えていきたいと考えている。

中一ギャップについてであるが、先程の教育長説明のとおり学級編成弾力化事業を実施しており、19年度は27校で実施した。まだ精査したわけではないが、不登校生徒数で比較すると、弾力化を実施していなかった前年度と比較すると27校中11校で不登校数が減少しており、7校で同数であった。また、出現率を比較すると、前年度と比べて27校中18校で出現率が減少しているということが分かった。これは1年だけの調査であるので、明確には言い切れないが、そのような効果も見えているということである。

それから、適応指導教室、いわゆる「けやき学校」は、県内9カ所に設置されており、小中学生合わせて約85人がそこで学習している。

櫻井委員

参考までにであるが、私は県立学校の管理校医を内科医だが、15年ほどやっている。15年前には非常に不登校が多かったが、幸いにもスクールカウンセラーが2人おり、1人が精神科医であったということで、私は内科の管理校医としては毎月学校に足を運び少しでも問題がある生徒だとか、父兄と面談する、それからスクールカウンセラーがすべて問題を解決できるわけではない。心の病気、それから家族の問題、それから人間関係、非常に複雑な背景があつての不登校であるので、スクールカウンセラーや学校の教師だけで解決できる部分は非常に少ない。であるから専門的な医学的な知識と、それから医師であるということが家族や、それから教師を説得できると考え、15年間活動してきた。各学校がすぐカウンセリングを依頼できるような体制になっていないにしてもやはり先ほど申し上げたように学校医が学校に5分でも、10分でも足繁く相談行くという姿勢を各学校でごく当然のようにすれば、その不登校のはじめの段階で拾い上げる数というのはすごく増えてくると思う。多分高校生で不登校の数が減って来たというのはそういう意識で精神科医のカウンセラーの先生が活躍していらっしゃるということもあつて減ってきたのだと思うので、その良い例を小中学校にも実行されることを希望する。スクールカウンセラーをすべてに置いたから大丈夫という思いは本当に間違いであつて、一生懸命やっても解決できない部分があまにも多いと思う。

小野寺委員

中一ギャップへの対応で弾力化事業をやっているというのは分かる。ただ、弾力化事業でも現場の意見を聞けば違う意見もある。中学校1年生だけ人をつけてもらって2年生、3年生はまた元に戻り、かえっていかないよという声もある。私はそのように人をつけてもらうのも大事だと思うが、中一ギャ

ップへの対応というものはもっと地味なものだと思う。地味なもので地道に積み上げていくことだと思う。それから、「けやき教室」の問題に対して義務教育課長から9カ所でやっているという説明があったが、そういうことを聞いているのではない。今日はよいが、けやき教室がいわゆる不登校児童に対してどういうふうな機能を果たしているのかということである。例えば、不登校の児童が全国に2千人いるが、そのうちどのくらいの生徒に役割を果たしているのか、あるいは県として9カ所に対して支援しているのかどうかについて伺いたかった。

委員 長 学校基本調査は、ベーシックなところを明らかにする調査であるが、そこから読み取れることというのは、どうやら多様なものがある。これをどうやって炙り出していくのか、それに対する対策を打つために基本調査の背景となるものをどうやってつかまえていくのかということを少し真剣に行わないと毎年どんどん悪くなるとか、少し良くなったとか一喜一憂するだけではどうもよくないかもしれない。そんなことで少し協議会等で議論をさせていただいて各委員が発言した辺りの話を前に進めることとしたいと思う。

(2) 教員採用選考等の点検調査の結果について

(説明：教育長)

「教員採用選考等の点検調査の結果について」御説明申し上げます。

まず、今回の点検調査を行った経過について御説明申し上げます。

本県の教員採用選考は、「宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考」として仙台市と共同で実施しており、県と市が相互にチェックする体制を整備している。

また、選考の過程においては、それぞれの段階で公正性や正確性を確保するため、報告資料の3ページ(別紙)にあるとおり、様々な工夫や改善を行ってきている。

工夫や改善の内容としては、採点に当たっては、答案用紙の氏名、受験番号を隠して実施するなど採点者に予断を与えない工夫を行っている。また、採点結果の入力、集計作業については、複数の職員で確認、点検を重ねながら誤りのない集計を行っている。

合否の決定に当たっては、県、仙台市がそれぞれ合否判定を検討した後、その検討結果を持ち寄って県、市で協議の上、最終的な合否を決定している。

受験生への情報の提供については、試験問題の持ち帰りや合否通知においての総合成績の提供を行っている。また、個人ごとの具体的な得点については、情報公開制度により本人に開示している。

一般への情報公開に関しては、試験問題や回答例、問題ごとの配点を県政情報センターにおいて公開している。

従って、本県の教員採用システムは不正が入り込む余地はないものと考えているが、教員採用選考のなお一層の信頼確保に向けて、また、7月に行われた全国教育委員会連合会での教員採用等に関する緊急点検等の実施などに関する宣言も踏まえ、点検調査を実施す

ることとした。

点検調査の対象は、教員採用選考については平成16年度から平成20年度までの過去5年間の試験を対象とし、管理職選考は平成19年度から平成20年度までの過去2年間を対象に調査を行った。

調査方法であるが、現行選考システムの点検は、各項目の実施状況について、文書による確認や関係者への聞き取り調査により実施した。

教員採用選考結果の点検については、人事委員会の助言を得て、答案や面接判定結果等から直接入力した当初の成績等集計表と、合格者選考に用いた最終選考資料を突合する方法により、不正な操作や改ざんの有無を確認した。

管理職選考については、答案等の試験結果集計表と候補者名簿登載者の状況を突合し、不正な操作等の有無を確認した。また、関係者への聞き取り調査については、過去5年間に教員採用選考や管理職選考に携わった職員（教職員課の班長以上の職員約30名）を対象に、不正行為やいわゆる「口利き行為」の有無を口頭により確認した。

調査の結果については、報告資料の2に記載しているが、現行の教員採用選考システムは各段階において適正に実施され、システムが有効に機能していることが確認できた。また、教員採用選考及び管理職選考の選考結果の調査においては、成績等に不正な操作や改ざんがないことを確認している。

さらに、教員採用選考においては、人事委員会事務局職員による抽出調査を実施した。その結果においても不正な操作や成績等の改ざんがなかったことが確認されている。

聞き取り調査においても、不正行為や口利き行為については一切なかったことを確認している。

点検調査においても選考システムの適切な運用や不正行為等がなかったことを確認しているが、教員採用選考等の公平性、透明性のなお一層の向上を目指して、必要な改善を行うこととした。

その一つは選考基準の公表である。これまで筆記試験の正答例や問題ごとの配点などについて公開してきているが、それに加えて、模擬授業や面接の判定基準並びに総合判定の基準を公表することとした。

二つ目としては、採用候補者名簿登載者の成績等の再チェックの実施である。試験成績等の不正な操作や改ざんを防止する手段として成績等の元データと最終選考資料を名簿登載者決定後にも再確認することとした。加えて総合判定ランクの受験者全員への通知や答案等の文書保存年限の設定を行うこととした。

今後とも公平性、透明性の確保に留意し、選考システムの工夫や改善を加えながら、適切な教員採用選考、管理職選考を行ってまいらる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 今回の教員採用に係る問題について宮城として過去5年分の総点検をして
検証する作業を行ったということは、県民の方々、あるいは受検者の信頼を

確保する上で必要なことであって、きちんとした対応をしたと思った。それと新聞紙上で教育長が宮城のシステムは不正が入り込む余地がないということと話されているが、そのことが実証されたという報告を受けたわけである。

そこで伺いたい。改善点が四つほどあるが、一つは試験結果を基にした最終的な判定、選考をどう行っているのか。例えば、教育長、次長が入って何か委員会みたいなものをつくってやっているのかが分からない。あるいは、担当課が持ってきて、次長、教育長が見てすむものなのか、その辺のシステムが見えないところである。

それから、ここに公平性、透明性という言葉があるが、そのとおりだと思う。現行のシステムの改善で選考基準の公表等とあげられているが、選考の最終段階で事務局だけでなく、第三者の方を加えたらどうかということもある。その辺りについて宮城がどう考えているのかの2点について伺いたい。

教職員課長 まず、選考のシステムであるが、当然ながら教育長、次長も含め担当課とともに選考会議を開催して最終的な選考を行うというシステムで毎年度行っている。もう一つで第三者の観点というお話しがあったが、面接を二次選考の中で教員採用の際に行っているが、第三者というか、民間の方であるとか、教育委員会以外の学校関係者の方に外部面接委員として入っていただいております、そのようなことで多様な視点を踏まえて受検者を評価をしていただくという仕組みをつくっているところである。

小野寺委員 試験は多面的にやっていると思う。そして面接の中に第三者を入れているので、第三者についてはその部分でよいのではないかというふうにとれるが、むしろいま問題となっているのは、選考会議と言っているが、その辺りの透明性もあると思う。であるから宮城のシステムが不正が入り込む余地がなく、かなり進んでいるというのであれば、もう少しその部分を周知してよいと思う。教職員課長の説明だと宮城のシステムは進んでいるので、最終判定というか、いろいろな一覧表が出た時に事務局だけでやって大丈夫だというふうには受け取れる。それでよいか。

菅原次長 最終判定については、関係者が一堂に会して単に手順として文書を決裁して担当課からあがってきたものをそれぞれが決裁をして判定するとはなっておらず、あくまでも一次試験、二次試験の段階で必要な観点があるので、一次、二次それぞれの合議をもって最終判定を行うということである。これについては、教育長の説明と答弁の中で説明したが、基本的には仙台市もやっている。それぞれが一定の過程を経た上、最終的につき合わせた上で決裁をとるという形でやっているのだから、そのような意味からすれば事務局だけということによって公正さの担保ができるかということについて、我々にはできると思ってやってきている。もう一点の透明性の確保ということで第三者の参加という点については、これは最終段階で入れるというのも一つの手法では

あると思うが、基本的にはどういう人物かということ、教員として適切かどうかということ、それを判断するのが教員採用選考であるので、それぞれの部所で直接ペーパーとしてではなく、直接候補者となりうる学生であったり、あるいはその対象の方々を見ていただくということが一番適切な選考手法だろうと考えており、最終判断でペーパー上で第三者が入って透明性を確保するというのは、現時点では考えていないところである。

佐々木委員 採用試験の手順については十分に練っていただいているという印象を受けた。ただ、今回のいろんな全国的な問題が起きたときに不正はもちろん問題であるが、それと一緒に、例えば、宮城県においてはそのような不正行為はなかったが、合格者名簿に関して一部の人間に早く情報を伝えるということがあったかもしれないということが全国的にはあったように思う。それは選考に不正がなくてもやはり県民の皆様には不信感を持たれる一つの原因だろうということが少し話題となっていたと記憶している。であるから、この不正防止対策について選考にかかわる不正防止対策というものであるが、その中にもう一つ選考結果についての名簿があらかじめ他の方々に漏れることがないような管理システムをきちんとするという点についても確認しておいたほうがよいと思う。それは選考した結果であって採用の不正とはかわりないことであるかもしれないが、やはりそういうことがあると実際の中身についても、どうなのだろうかと思われてしまうことがあると思う。いろいろな方がかかわればそれなりにいろいろなところから情報が漏れるということがあるかもしれないが、皆さんが注目している内容に関して正式な発表前に漏れるということはいまうまくないと思うので、情報が漏れるということについての管理もきちんとするという点もこの防止対策の中に入れておいたほうがよいと思うが、いかがか。

教 育 長 合否が決まってから結果を正式公表時点よりも若干前に一部の方に連絡していた事実が当県であったということについては、先月、今回とは別に関係者から聞き取りした結果として発表した。その際にそういったことは合否の判定にまったく影響するものではなかったわけであるが、そういった事前に、わずかではあるが前に連絡したということが県民に誤解、不信を与えてしまうという観点から今後一切やらないということを明確に公表している。今回は選考プロセスの点検結果の状況であるので、若干次元をことにする問題であると思っはいるが、御指摘のあった情報を一切正式発表前には出さない、これは当然のことであるので、今後そういったことは私どもの公式の方針としてはあるが、関係者の共通認識として強く持って対応していきたいと思っている。

佐々木委員 わざわざここにとったことには理由がある。そのようなことを聞いてくれる方達と行政の方達の間には微妙な日常的な義理関係であるとか、力関係と

いうものが働いている部分があり、心情的にせざるをえないという部分があったのかもしれないと好意的に思えば考えられる。であるから、あえて文書化してそのようなことは行われたいんだということを書いておいたほうが、ある意味無理な情報提供をお断りする時にお断りしやすいのではないかと、ここに書いてあるのでできないとしたほうが、自分の判断でしないのではなく、このように明文化されているのでできないのであるとしておいたほうが、私はお互い聞きにくいし、お互い断りしやすいのではないかと思った。その辺の判断は任せる。

委員 長 いまの問題はなかなか難しくデリケートな話である。いろいろな力関係でどうしても、だんだん公式の発表までの時間差は短くなるのだが、少しでも早く情報を欲しいという動きがあってなかなかこうきれいな部分があるのだと思う。そういう意味では、そうでなくすると決めたのであれば、何らかの形でそれが守れる仕組みが佐々木委員発言のとおりあってもよいと感ずるので、含み置き願いたい。

教育 長 御意見の趣旨を踏まえて検討したい。

小野寺委員 選考要項を数年ぶりに見たが、びっくりした。かなり透明度が随分高くなっているなと思った。

それで、教員採用について、教育委員として2年ほど携わっているが、定例会で議事として一度も取り上げられることがなかったと思う。教員採用について聞きたくとも、先ほどの学校基本調査に結びつけて聞くとか、そういう聞き方しかできなかつたように思う。やはり確認してほしいが、必要な時期に必要な議事として扱ってほしいと思うが、いかがか。

それと今日の教育長報告において「教員採用等」となっているが、「等」の部分は管理職の選考の問題だと思うが、これについてはいろいろなことが示されていないので、正しく行われているのだと思う。このシステムについても機会を見て伺いたいことが数点あるが、今日は省くこととする。

教育 長 教員採用選考については、教育公務員特例法で教育長が行うと規定されている。委員会の議決事項には馴染まないこととなる。ただ、どういう状況でやっているのか、あるいはどういう結果になったということについては、御報告したほうがよいと思っているので、今後考慮してまいりたい。

小野寺委員 教育公務員特例法では確かにそうなっている。ただ、そのことと教員採用を議事でなくてもよいので、取り上げるということは別だと思うが、いかがか。例えば、どなたでもよいので今年はこのようなことをやる、改善するということがあってもよいと思う。

菅原次長 いま委員からそのような御意見をいただいたので、制度は制度として、教育長の専決処分事項となっているということで制度としてお認めいただいた上で、教育委員の方々に、例えば、教員採用の選考方針なり、当該年度の選

考基準であったり、あるいはその過程の中でこういったところにポイントを置いて選考していくとか、結果はどうであったかということについては、いろいろとこういった形で報告できるのか、したほうがよいのか、そういったことも含めて検討させていただきたいと思う。御意向を十分踏まえた上で十分検討させていただきたいと思う。

委員長 小野寺委員の発言は、実は、先般大分県で行われた教育委員長と教育長の会議があった席で、大分県の教育委員の方から、自分達が教員の採用選考に不正があるかどうかをチェックしないといけない立場にあるということをして、この事件が起きるまで分からなかった。こういう問題があった時に自分達がこれまでいったい何をしてきたのか、結局何もしてこなかったのではないかという発言があり、自分もいまここでチェックを我々はやっているかというとなかなか難しい問題であると思った。何を我々がすべきなのかというのは分からないが、不正がないように監視していく役割というものにはなにかあって、教育長の専決事項はあってもそのところはしっかり役割を果たさないと、どなたか悪い方がここにはいないが、悪い人が一人出てきて何か悪いことをやった時に、有りえそうもない話だと言いつつも、何か起こってしまうことを見過ごすわけにはいかない、そこをどう働きかけたらよいか、我々はどう動いたらよいか、小野寺委員の発言も含めて少し検討願いたい。

9 専決処分報告

(1) 第319回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第319回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成20年8月1日付けで、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により平成20年8月1日付けで専決処分し、同日異議のない旨の意見を申し出たことを報告するものである。

3ページの第319回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。

教育委員会関係の8月補正予算案の主な内容は、6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震の災害復旧について、岩ヶ崎高等学校、鶯沢工業高等学校及び金成養護学校などの県立学校の施設設備の復旧に要する経費を計上している。

なお、補正予算は8月6日の県議会本会議において可決されている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(2) 平成21年度使用県立特別支援学校小学部、中学部及び高等部用教科用図書採択

について

(説明：教育長)

「平成21年度使用県立特別支援学校小学部，中学部及び高等部用教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

資料は，4ページから9ページまでとなる。

県立学校の教科書は，県立学校の管理に関する規則第12条により，教育委員会が採択したものを使用しなければならないこととなっている。

本年度は，毎年採択することになっている学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）のみを採択することになる。

そのため，宮城県立特別支援学校教科用図書採択検討会議を開催し，各特別支援学校長から採択希望の報告があった教科用図書について，平成21年度使用教科用図書採択基準に基づき検討した結果，学校教育法附則第9条の規定による一般図書として適当であると認められたので，教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号により，採択を決定し，各県立特別支援学校長に通知したものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)了承。

(3)平成21年度使用県立高等学校，特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について

(説明：教育長)

「平成21年度使用県立高等学校，特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について」御説明申し上げます。

資料は10ページ及び11ページとなる。また，別添として資料1及び資料2がある。

県立学校の教科書は，県立学校の管理に関する規則第12条により，教育委員会が採択したものを使用しなければならないことになっている。

高等学校及び特別支援学校高等部では，各学校に設置されている「教科書選定委員会」の審議を経て，候補となる教科書を選定し，各学校長から採択の申請がなされた。また，県立中学校においては「県立中学校教科用図書選定調査委員会」が候補となる教科書を選定し，同委員会から採択の申請がなされた。

その後，教育庁内に設置している「県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において，各学校の教育課程との整合性がみられるか，生徒の実態に配慮されているか等の観点で審査を行い，妥当なものであると判断した。

このことから，教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定に基づき，別添資料1の「平成21年度使用県立高等学校，特別支援学校高等部及び中学校用教科書採択一覧」のとおり，平成20年8月12日付けで採択を決定したことを御報告申し上げます。

なお、詳細については、担当課長から説明させる。

(説明：高校教育課長)

別添資料1を御覧願いたい。1ページから45ページは、県立高等学校及び特別支援学校高等部で採択する教科書である。46ページは、県立中学校で採択する教科書の一覧である。

1ページを御覧願いたい。

学校順に各科目で使用する教科書の出版社名が記載されている。例えば、仙台第一高等学校に関しては、1ページの国語総合から4ページの情報Cまでが、来年度の使用教科書となる。また、出版社名の下番号は教科書の番号を表しており、例えば、仙台第一高等学校の国語総合に関しては、分冊されている042、043の2冊の教科書を採択しているということである。

別添資料2は、来年度新たに購入する教科書の出版社別集計一覧である。

1ページを御覧願いたい。

例えば、国語表現の欄の下の方に、合計「51」とあるが、県内全部で延べ51の学校において教科書が購入されることを表している。その下の「6」は、国語表現の教科書を発行している出版社が6社あるということ、さらにその下の「6」は、本県で採用する出版社数を示している。

このように、本県では、ほとんど全ての科目で、発行されている各出版社の教科書が幅広く採用されている。

全体的に見て、各県立高校・県立中学校の教科書の採択については、各学校の生徒の実態と教育課程を踏まえた適切なものであると考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 学校の意向なりを踏まえて最終的には審査委員会で決定していると思うが、その一連の手続の中で問題となったことはあるのか。

高校教育課長 今回の採択までの一連の流れの中で、外部の有識者も入れて採択状況のチェックも入れていただいております。外部の有識者からも採択についての問題はないと御意見をいただいております。

委 員 長 学校からの要望に沿えなかったということもなかったのか。

高校教育課長 ございません。

委 員 長 (委員全員に諮って)了承。

10 議 事

第1号議案 新しい職の設置について

(説明：教育長)

「新しい職の設置について」御説明申し上げます。

資料は、1ページ及び2ページとなる。

まず、資料の２ページを御覧願いたい。

平成１９年に学校教育法が改正され、学校の組織運営体制の充実のため、副校長や主幹教諭という新しい職を学校に置くことができることとされた。これを受けて、本県では平成１９年６月に「学校の組織運営に関する検討会議」を設置し、学校が的確に機能を果たせるような組織運営体制の確立を図るために新しい職を設置することについて、審議を行ってまいった。この度、同会議の最終まとめが別添のとおり提出された。

この最終まとめを受け、事務局内部で慎重に検討を行った結果、平成２１年４月から学校教育法に基づく副校長及び主幹教諭を設置すべきものと判断した。

詳細については、この後、担当課長から説明させる。

（説明：教職員課長）

資料の２ページを御覧願いたい。

昨年６月の学校教育法改正により、副校長・主幹教諭の新しい職が創設され、学校に配置できることとなった。

それに先立つ教育基本法改正においても、第６条において、学校において体系的な教育が組織的に行われなければならないと規定されたところであるが、現在学校が直面している様々な課題に適切に対応していくために、学校が組織として教職員一丸となって取り組む態勢を確立することが求められていること、また、学校が自らの判断と責任で学校に移譲された権限を行使できる運営体制の整備が必要であることから、これらの新しい職が創設されたものである。

副校長については、より機動的な学校運営のマネジメント態勢を確立するために設けられたもので、校長を補佐しながら、一定の校務を任されて自らの権限で処理する職務となる。

また、主幹教諭については、学校が組織として一丸となって課題に対応していくために、校長等と教職員とのパイプ役ともなって、校務を整理する職を置き、学校全体の教育力を高めることを目的として創設されたものである。校長等を補佐しながら、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、他の教職員に対して指示することができるという職責を与えられたものである。

これまでも主任は校内の校務分掌の一環として校長によって命じられてきたが、主幹教諭は職であるため、任命権者である県教育委員会が任命し、異動後もその職を保持するということが違いである。

全国的な状況としてお聞きしているものとしては、今年度において学校教育法に基づく職として副校長と主幹教諭を導入している県は、副校長で７県、主幹教諭で１２県とうかがっている。

２の副校長の状況であるが、本県では、学校教育法が改正される以前の平成１１年から、分校や県立中学校等に副校長を設置し、校長権限の相当部分を移管することで、機動的な学校運営を実現しており、今回、学校教育法に基づく職として位置付けするものである。

主幹教諭については、別添の検討会議の最終まとめの概要により御説明申し上げたい。

検討会議においても現在の学校を取り巻く状況をあらためて考え、今後の学校運営をどういう方向で充実を図っていくべきかという議論を行ったところである。まず挙げられるのが、各学校が主体的に特色ある学校づくりを進めていくための企画力・マネジメント力の向上、個々の教職員の活動を有機的に結びつけ組織的な学校運営を行うための総合調整機能の向上、学校現場での実践に応じた教職員の指導力向上のための支援の充実、保護者や地域住民との連携推進のための渉外・広報機能の充実ということを議論したところである。

主幹教諭に求められる職務の内容としては、大きく分けて四つとなる。まず、企画・調整機能である。主幹教諭は、校長、教頭を補佐しながら、担当する校務について、学校全体の運営の観点を踏まえつつ企画立案を行い、校長、教頭に提案や意見具申を行う。また、校長、教頭を補佐しながら、校務の状況、課題や教職員の意見を整理して校長、教頭に伝えるとともに、校長の学校経営方針の具体化のため、各教職員の活動が有機的に結び付けられ一体となって課題への対応が行われるような総合的な調整ということがあげられている。

相談支援機能については、教職員とともに日常の教育活動に取り組む中で、児童生徒と直接向き合う時間を持ちながら児童生徒の実態を適切に把握しつつ、教職員一人一人が抱えている職務遂行上の課題や悩みに対して適切な指導助言を行うというものである。

人材育成機能については、学校の教育力を高めるため、校務の遂行について具体的な指導助言等を通じ、中長期的な教職員の人材育成に努めていただきたいというものである。

渉外・広報機能については、校長、教頭を補佐しながら、学校からの情報発信や家庭・地域、関係機関との連携推進について、教職員に対してコーディネーター的立場で指導助言を行うなど、総合的な調整を行うものである。

配置基準は、ある程度の大規模校において総合調整機能等の必要性が高いと考えられることから、一定規模以上の学校での配置を基準と考えている。

配置に当たっては、市町村教委等とも協議しながら、段階的配置を考えている。

選考は、任命権者として県教委が発令するものであり、県教委が選考を行う必要がある。

なお、設置の方針が決定されれば、今後、関係機関との協議・調整を進めていく。具体的には、主幹教諭について、職責に見合った処遇を行う必要があることから、人事委員会に対して主幹教諭の適切な給与上の位置付けについて検討をお願いし、人事委員会勧告を頂くことになる。

また、年度末までに、学校管理規則を改正し、新しい職の設置及びその職務内容等について規定するなど、法令の改正を行う必要がある。

なお、この新しい職の設置に関して職員団体から、一つ目として現在学校現場で求められているものとしては、新しい職の設置よりもむしろ職員の増員のほうではないかということ、二つ目として新たな職を設置することにより教職員の分断、職場の協力・協働の困難ということ等をまねかないかという趣旨で反対の意見の表明をいただいたところである。

これについての県教委事務局の考えであるが、一つ目の教職員を増やすという人員配置の問題については、当然ながら教育行政上重要な課題であるわけであるが、現在付議している新たな職の設置というものは職員の増員というものとは別な観点から学校を適切に運営して学校の教育活動の質を高めていくためにどういった学校内の組織運営体制を整備していくかという課題を議論しなければいけない課題だと考え、職員の配置の問題とは別の観点での議論が必要であると考えている。しかし、国においても主幹教諭の配置に伴って定数の加配措置ということも今年度行っている状況であるので、結果的に職の設置ということがある程度職員の配置状況にプラスの結果を生むことができるということを考えている。

それから、二つ目の論点として教職員の協力関係が困難になるかどうかということであるが、私どもとしては主幹教諭は管理職として位置付けをしているわけではなく、当然ながら管理強化のために行うものではないところである。あくまで校長、教頭の補佐をし、また、教職員の方々の支援を行いながら学校の企画力であるとか、総合調整機能を高めていくことにより、学校が自主的・自律的に責任ある教育活動をしつかりと行っていただくことができる体制を整備するという趣旨であるので、そういった懸念はあたらぬと考えている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 三つ教えていただきたい。まず一つは、私が勤めている高校には教頭が2人いるが、その教頭の任務と主幹教諭の仕事というのが、まだ教頭が2人もいてしっかりやれば主幹教諭的な仕事は十分できるのではないかと考えている部分がある。そこをあえて2人いる学校もあるが、大規模校に主幹教諭を置くという場合に教頭との役割分担というのがはっきり分からないので、そこをよく教えていただきたい。それから、主幹教諭は一般の授業とか、担任を持ったりとか、一般の先生として仕事をしながら主幹教諭ができるのであれば、実際の現場の声を吸い上げやすいと思うが、その点はどうか。それから、管理職になってからも不適格の方という方も15年もやっていると中にはいたので、主幹教諭になってから実は不適格な方だったという場合にどのような取扱いとなるのか。一般教諭に戻るのか。

教職員課長 まず、教頭との関係であるが、導入にあたっての検討の中でもその点はいろいろと検討してきたところである。現在の学校の制度的な状況として学校全体の校務を学校トータルな立場で見ていく職というのが、校長先生と教頭先生という体制となっている。一方で学校にいま求められている課題というものを考えた時に学校の自主性、自律性が高まっていく中で、学校独自の判断として児童生徒の状況をきちんと踏まえた上で独自の教育活動というものをきちんと考えて行かなければいけない、あるいは学校ごとの特色ある学校活動をもっと充実させていかなければいけないというのが、校種を通じて非常に大きな教育上の課題になっていると思う。そういった課題をきっちりと

学校の中でも果たしていくためには、やはり現在の体制に加えてさらに学校の業務を学校組織全体の観点から企画立案していく人、スタッフを充実させていく必要があるのではないかと考えているところである。職責として、教頭との関係では、教頭先生は学校の業務全般の校務を整理するということが学校教育法にも定められているところである。主幹教諭については、校務の一部について上司である校長から担当分野を指定されてその校務の整理にあたるということである。当然ながら校長先生、教頭先生が主幹教諭にとっても上司であるということはこれまでも変わらないことであるので、そういった学校全体の企画、あるいはマネージメントを責任を持って取りまとめができるスタッフを充実させていくということである。

それから、二点目の主幹教諭になっても授業をやるのかということであるが、配布資料の一番の上のところに学校教育法の書きぶりをそのまま記載させていただいているが、主幹教諭について前段のところで校務の一部を整理してというのが先ほど説明した部分である。そして児童の教育をつかさどるということで教諭と同じ書きぶりをしており、主幹教諭についても授業を行うものである。学級担任をすることも、校長先生の判断で校務分掌の一環としてやっていただくことは可能である。そういった子ども達と直接触れ合うという活動は従来の教諭と同じようにしながら学校全体の運営にも関わっていただくという趣旨である。

それから最後に、任用されたが残念ながら不適格という場合ということであるが、これは主幹教諭に限らず、校長、あるいは教頭についても当然付随する問題であり、そういったことのないようにしっかり任用していかなければいけないわけであるが、最終的な制度としては、分限降任という制度もあるので、必要があればそういった制度もある。ただし、これは主幹教諭に特有ということではなく従来からすべての職に共通のものとして定めがあるものである。

山田委員 主幹教諭の配置についてである。一定規模以上の学校に配置するという表現であるが、実際に行う場合の基準づくりというか、一定の基準が必要だと思うが、不公平感が出ないような選考基準づくりというのは非常に難しい気がする。その辺は現実的にどんな考えでやるのか。

教職員課長 選考についての詳細はこちらの最終まとめの中でも整理させていただいている。

山田委員 一定規模以上という点である。

教職員課長 最終まとめの9ページに具体的な基準の案を掲載しており、概要資料の中では一定規模以上ということで御説明申し上げたが、小中学校においては、小学校で18学級、中学校で15学級ということ、また、10ページで高等学校と特別支援学校についても学級数と教員の数ということをお案して考え

ていきたいと思っている。

小野寺委員 新しい職の設置について、いくつか伺いたい。

これは任意設置である。任意設置である職を置く必要性がまず一つである。いま学校現場は余裕がない状況にある。それは事務局でも認識されていると思う。では教員の負担を軽減するためにはどうするのか、極端な話で言えば人を増やすしかないと思っている。教員の数が増えるのが好ましいようにも見えるが、先ほどの教職員課長の説明だとこの職というのは学校の組織運営の視点からであり、組織運営の向上のためにどちらかという置くという話であると捉えた。あるいは、職務内容とか、期待する効果もあげられるが、何か、失礼であるが私のイメージだと校長と教頭、特に教頭を補佐する中間管理職をつくっていくような気がする。勉強不足かもしれないが、そういうイメージを持っている。それで、先ほど管理職でないとの説明であったが、資料を見ると主幹教諭は職務命令は出せる。その辺りについてどうなのか。先ほど教職員課長の説明もあったが、流れを見ると検討会議で議論を重ねて、市町村の教育委員会とか、職員団体とか、校長会から意見聴取している。その中でこれはちょっとという意見が出なかったのかどうか。もう一つは、最初に導入しているのは東京都だと思うが、いまは12ぐらいとなり、そういったところも視察されているが、その視察状況について教えていただきたい。

教職員課長 学校教育法上位置付けされ、先ほど申し上げたとおり既に導入している県も複数あるわけである。ただ、そういった枠組みを学校の中でどういうふう機能させていくのかということについては、やはり各県ごとの考え方と運用の努力ではないかと思う。そういったことが、どういった課題を解決するために、学校でどういったことを実現するためにこういう職を考えて機能させていくのかということをしっかり議論しなければいけないという思いの中で検討会議で議論していただいたところである。確かに職務命令ができるという者がある程度責任を持った取りまとめをする立場の人間として法制上はされているわけであるが、学校の仕事を考えてみた時に、当然ながら最終的にはそういったものがありつつも、職務命令の権限を与えられている校長、教頭がそういったものを振りかざしてやっているというものでもないと思っているし、先ほども申し上げたとおり管理を強くするためとか、あるいは管理職の人間を増やしていきたいというような発想というよりも学校の業務の在り方を、学校業務の進め方をどうしていけば効果的なものに、効率的なものに改善をしていけるのかという観点でこの職について考えていきたいと考えている。あとこれまでの過程の中でいろんな立場の方達の御意見がどうだったかということであるが、職員団体からの意見については先ほども御説明申し上げたが、市町村の教育長、あるいは学校の校長先生とか、教頭先生とか、いま主任をしている方にも御意見を伺わせていただいているが、こういった

職の設置により現在の学校運営の在り方というものを改善していくための検討、あるいは取組というものを進めていく必要があるのではないかということについては、かなり御理解はいただいていると感じている。ただ、実際の導入にあたり先ほども御指摘いただいたような選考のやり方とか、配置の考え方をどうするのかとか、あるいは任用後の人事異動であるとか、校内での活用の仕方等についていろいろと工夫をしていかないといけないということではいろいろと御議論はしていただいているところである。

菅原次長

補足してであるが、小野寺委員から御質問のあったこれまでプロセスの中で関係者の方からどういった問題事項が指摘されてきたのかということであるが、いま教職員課長から説明のあったとおりであり、大きく分けると四つあった。一つは、現組織の中にある教頭、教務とのすみ分け。これがいったい実際に運用する上でどういう関わりとなっていくのかが一つである。もう一点は、主幹教諭を置いた時の後付けというか、加配がどうなっていくのか、現組織の中で主幹教諭を置くということであれば戦力としては実質減ということにはなりえないだろうかという指摘もあった。それからもう一つは、任用、転勤、異動ということが三つ目である。それから、四つ目がいま出ていた配置対象校である。この四つについて教育委員会、それから各学校の代表の方々等からいただいていた。結果的には回数を重ねていく過程の中でいまの学校の持つ大きなしかも複雑な課題については先ほど委員のほうからもお話が出ていたが、基本的な教員の拡充というか、教員の数を増やしていくという意味での量的な改善、もう一つは、教員それぞれの質を向上する、指導力であったり、マネジメント力であったり、あるいは管理運営能力であったり、そういった個々の力量をアップして現状打破を図っていくという意味での質的改善、これが基本的には当然我々も、それから職を検討していく過程の中でも一方で進めなければいけないということは、それぞれ一致して認識して進めてまいった。今回の新しい職については、あくまでもそういった量的な対応と質的な対応を前提とした上で、さらに学校の諸問題を解決する上で機能強化を図っていく、教育力を上げていくという時にやはり組織的な改善ということはどうしても必要になってくる。状況把握を素早くする、問題に対して意思決定を速やかにはっきりとやった上で、機動的に判断して実行していくという組織的な部分もやはり学校の現状の改善ということからすると必要な職としてまとめ、本日提案しているわけである。量的な対応が先でとか、質的な対応が先という問題ではなく、それらは当然一方で我々は進めているわけであるので、それと併せて学校の現状の課題をどう組織的に解決していくのかという、第三の手法というか、そういったところから職を設置して進めていきたいと考えている。

小野寺委員

新しい職を置くことが学校の組織運営改善だというねらいであろう。そう

すると、何か引っ掛かる。いまの組織改善とか、マネジメントが結局はまずいよという改善点があるという認識で捉えている。ただ、管理職の設置で心配されることが無いわけではない。であるから、新しい職の設置の趣旨とか、目的とかがかなうような職制になることを望む。それから、そのことについてやはり地教委とか、教員に趣旨をちゃんと徹底すべきだと思う。何か、校長、教頭とおり、もう一人職員室に主幹教諭が座るというイメージを持たれるところがあるので、いわゆるシステムということを行っているが、設置することによって学校の教員とか、子どもの指導にプラスになるのだということだと思う。何か組織がどうだこうだという話となるとなかなか周りは納得しないと思う。その辺りについてもう少し説明すべきだと思う。やはり組織、組織と言っても、役立つものなのかという話となると思う。とにかくその趣旨を活かすようにぜひお願いしたいと思う。

最後に一つ財政事情が厳しいという中で主幹設置について予算的な措置が講じられるということの見通しはあるのか。あくまで、国の補助に頼るのか。

教職員課長 主幹教諭については、当然国庫負担であるとか、国の財政措置の対象ともなっているのですが、必要な財源についてはそういった形できちんと措置されると考えている。

小野寺委員 去年は文部科学省で千人の枠を取ったわけである。そういうことを今年もやるであろうという想定の下に財政的な部分は進めるということか。県負担分があることは分かるが、財政の見通しはいかがか。

教職員課長 主幹教諭については、教諭の方々からの選考をへて、任用替えという形で主幹教諭として新たな職務についていただくわけである。定数の問題については、主幹教諭を設置している県に対して今年度については国のほうでも定数の加配の措置をしているという状況であるので、これについてはそういったものも当然我々も踏まえて考えているところである。

小野寺委員 いま配置替えという言葉があったが、主幹教諭を設置することによって加配があるというのは、増えるのではないのか。増やすということが原則的な立場ではないのか。例えば、いまの教務主任を主幹教諭に配置交えするということか。

教職員課長 標準法で県の定数を算定する仕組みで教諭と主幹教諭の定数の枠というものは同じ枠の中で算定されており、そういったものに加配という形で主幹教諭を置いている県に対して定数の増加の措置がされているものである。枠としては教諭と主幹教諭は同じ枠の中で定数の算定がある。

菅原次長 設置状況に応じたそれに見合う数を加配という形で国のほうからくると御理解いただいて結構である。実際の運用の仕方については、学校の状況、規模等の細部にわたって希望を見ながらやっていきたいと考える。原則としてはこういったものに見合うだけの加配がくると御理解いただきたい。

小野寺委員 それはずっと続くのか。

菅原次長 現時点では、我々はそう理解している。

佐々木委員 学校の教育現場の活性化とか、教育内容の改訂とか、現場の先生方のいろいろな自由な新しい展開をするのに、大きな別な枠組みができるというのはある意味新しい教育の在り方ができる余地があり、しかもある意味若い方が、あるいは丁度中堅のばりばりやる方達がこういう立場になるのかもしれないので、それは教育の活性化という面では新たな展開ができる可能性があるのかなという気もするが、一方では、そうすると校長先生というのはもうあまり教育現場で期待できないという発想ができてしまっていて、いまのこのシステムの中で新しい学校なり、活力ある学校をつくっていくためには、私の失礼な言い方だったのかもしれないが、つまり校長先生と先生方や子ども達との距離がどんどん遠くなっていくような心配をした。であるから、良い面もあるのであろうが、校長先生とか、教頭先生というのは実際の学校の現場の中ではあまり期待できない存在となってきたので新しいシステムづくりが必要になってきてしまう、そういうことなのかと心配を、つまり定年前にちょっと就く名誉職としか存在していないからそのような発想が出て来てしまうのかと心配をしている。

もう一つは、主幹教諭というのは、つまり校長先生、教頭先生になる一つの道筋なのか。何となく現場で仕事する先生方にとって自分達のこれからの将来にとってどんなふうに自分達が活動して定年に至るまでやるのかという見通しの中でどのような位置付けになるのか。いかがか。

教職員課長 校長、あるいは教頭といった管理職のいまの働きぶりに対して教育委員会がネガティブに批判的に評価をしているというわけではまったくなく、むしろ校長先生、あるいは教頭先生が管理職として期待されている役割を今後発揮していただけるような環境を整備することに繋がると考えているところである。

佐々木委員 それならば、校長先生なり、教頭先生が任命する現場の主任のような人達がいるほうが、学校の中でまとまる、何とというか組織作りにはよいのではないかと思う。別なところから任命された系統の人という形よりは、校長先生が自分の学校をこのように運営したいとか、このようにつくっていききたいという考えで任命する人がそこで頑張るほうが、一つの学校としてまとまっていけるのではないかという気もする。

教職員課長 学校の職員の人事の在り方にもからむ御指摘かと思うが、一方の極に行けば学校の教職員の人事は全部校長が決める、自分の学校に誰がくるのかというのを校長が決めるというのも理論的にはあるわけであるが、ただ、現実問題としてそういった枠組みも難しいわけであるし、教育委員会でこういった学校でこういったスタッフを配置して仕事をしていただくというのは、教育

委員会で人事をさせていただいているわけであり、校長先生にとって自分の学校の職員がこういった顔ぶれになるのかということの仕組みは、今後、主幹教諭が導入されても従来とかわらない。一方で、やはりこれまでも主任の先生方もいて、学校の校務の仕事をしていただいていたわけであるが、きちんとした学校全体の観点で一定の責任を持って取りまとめをしていただける位置付けを持った人を学校の校内の体制の中にしっかりと位置付けをしていくことによって、校長の企画、学校運営をより充実できるのではないかと考えているので、そういった位置付けを学校に充実させていくということになれば、やはり学校教育法に基づいた職としての設置が必要になってくるのではないかと考えているところである。

二点目の管理職の登用との関係であるが、これは現在我々としては、教頭、校長になる条件とは考えていないところであり、主幹教諭になってから管理職登用される方もいるし、あるいは教諭からこれまでと同じように直接教頭になるというケースもあるのではないかと考えている。

佐々木委員　もう一つよいか。全国では12県で採用したということだが、宮城県がこれを特に採用するという特別な理由はあるのか。

教職員課長　参考として全国的な情報もお伝えしたが、他県が導入するからといった観点から検討しているわけではなく、我々として宮城県の学校を考えた時にどういうことが必要かという時に検討を進めてきたものである。

佐々木委員　であるから、宮城県は特にこのために必要だからという特別な理由があるのか。

教職員課長　それについては先ほど御説明させていただいたように今後の学校教育の在り方、学校経営というものをどういった方向性で充実させていかなければいけないかといった時に、例えば、特色ある学校ということで学校独自の教育目標とか、経営の方針というものをきちんと校内で検討して実行に移していくということが大事になって来ているので、それをしっかりと行っていけるだけの体制というものも重要なのではないかと考えている。

菅原次長　いろいろな問題点を御指摘されているわけであるが、今回我々が新しい職を設置していこうという意図について、現状をどう評価しているかということが指摘されているのだと思う。学校現場の状況については、当然先ほどから部分的にはお話し申し上げているが、校長が大変でなくて職員が大変、職員が大変でなくて校長が大変で、あるいは教頭が大変だという認識は持っておらず、教育委員会として学校現場の校長職、教頭職、それからそれぞれの教員、それぞれの立場でもって、こういった社会の大きな変化に伴って、それから保護者の価値観の多様化に伴っているいろいろな課題に答えようとしてあまねく一生懸命頑張っている状況だろうというふうに思っている。ただ、いかんせん校長は校長としての、それから教頭は教頭としての、それから一般

の担任は担任としてこういった状況の中で十分本来の教育であったり、指導であったり、管理であったり、運営であったりするものが、なかなか量的な対応と質的な対応を一方で県教委として進めつつもなかなか改善するという状況には目に見えてこないということも我々としてはあり、今回、先ほどから申し上げている新たな組織というか、校長の補佐、教頭の補佐、あるいは一般の先生方の業務を進めていく上での補助、指導、助言といった部分をもっと強化していく、機能強化を図ることが現時点での宮城の学校教育、小中高を含めて、特別支援学校も含めて導入すべき一つの手法であろうと、これが百点満点であるかどうかということについては、当然我々もこれから検証していかなければならないのであるが、そういった宮城県の小中高、特別支援学校を通じた期待というもの、それからもう少し手段として支援をしていけないかというふうなことなどを踏まえ、来年度から設置した上で取り組ませていただきたいと考えている。答えとなっているかは分からないが、基本的にはそういった考えである。

教 育 長 先ほど来各委員からいろいろ御指摘をいただいている。今回の職の設置の中の主幹教諭に関する問題であるが、これは先ほどから御説明しているように組織としての学校のマネジメント力を高めるということをねらいとしているわけであるが、ただ、それが自己目的になってはいけないと思う。学校として組織の力を高めることによって、いま子ども達をめぐる様々な問題が起きているわけであり、それへの対応であるとか、子ども達の教育環境をより改善することに役立てるということが主目的であるので、しっかりと外部の方にアピールしていかないといけないと思う。

委 員 長 多分なかなか割り切れない話だと思う。教頭とか、校長とか職としてなってしまうと本当にその人が校長の業務をやるのに適した能力、才能、経験があるのかどうかということと関係ないと言ってしまうと怒られるが、こうある年齢に達するとだんだん上がっていくというのは、もっと分かりやすく言うと非常に若くても学校をコントロールしていくような職員、能力を持つ人がいるかもしれない。あるいは、うんと年取っても子ども達一人一人に対して直接面と向かって仕事をするのがたけている人がいるかもしれない。そういうのとは別に、いわゆる職というものを県で与えてしまって、先ほども質問があったけれども、主幹教諭となっているが次のところでは特に主幹教諭にしなくてもよいという状況が出てしまうという問題などがあって多分割り切れない。先ほどの佐々木委員の発言はその学校運営のためにその人が欲しいというのがかなりあるという気がする。それはそうすると学校単位か何かでこの人をその役割にしようという決めたほうが話は分かりやすいかなと、何か身分みたいなものとなってしまってそれをくっつけたためになかなか自由に次の新しい人事などが難しくなってしまうということはないか、

その辺が少し心配である。

教職員課長 いままでも、例えば、教務主任であるとか、進路指導主事であるとか、各種の主任がおられ、そういったポジションを誰にするのかというのを校長が、あるいはスタッフの中で校内人事というような形でやってきたわけである。ただ、そういう状況を踏まえながら更に学校の活動の在り方ということを強めていくためにどういう手法が有効なのかということで、今回、この新しい職を考えたわけである。やはりいろいろな主任がいる中で学校全体として調整しなければならない事項というものが、千差万別であるが沢山あると思う。そこをある程度取りまとめさせていただき責任、職責を位置付けられた職員ということで学校運営をやっていくためには従来の主任ということであると、結局同じ教諭ということで特に何ら特別な位置付けもないわけであるので、一定の責任を与えられた職として設置をしていくことが大事になってくると思い、この法律に基づいた職の設置ということを考えてきたわけである。

委員長 数が少ない場合には大した問題は起きないと思うが、増えていった場合にチームでこの先生をここにという話をする時に大変重荷になることを期待しないかと少し心配がある。学校にそういうことをやっていただく方がいるというのは、それはなかなかよいという気がするけれども、民間の場合とは少し違うと思う。

小野寺委員 佐々木委員の言いたいことは分かる。組織として学校のマネジメントを高めるとずっと言われているが、例えば、それを保護者に説明する時にどういう言葉で説明するのか。

菅原次長 いろいろな説明の仕方があると思う。委員長含め委員の皆さんから御指摘されていること、やはりもっともっと内容と制度、趣旨も含めて学校現場、あるいは地教委等に説明に行く時には十分趣旨を理解していく必要があるなと感じている。いま小野寺委員から一般の保護者の方々にこの職についてはどういうふうな言葉で説明するのかという御質問をいただいたわけであるが、一番分かりやすいのは、いままで教頭先生が一人でやってきたものを、この問題についてはかなり大きな問題で早急にしかも保護者の皆様が期待を持っていらっしゃる課題でもあるので、すぐに解決しますというふうに現に思う時に現状の教頭先生の仕事ではなかなか太刀打ちできませんということで、今回は特命としてそういった課題を解決するために制度的に職として認めていただいたので、本校では職を導入することといたしましたというふうなやり方が、一つのやり方としてはあるのかと思う。

小野寺委員 教頭先生が忙しいから、教頭職の負担軽減するからとも取れるが、私の考えでは、学校の教育の力とか、あるいは子ども教育とか、成長に役立つんだという説明が無いとちょっとどうなのかと思う。

菅原次長 前提は先ほどから申し上げている現状の学校の課題状況、そういったもの

を前提として当然話を保護者のほうに説明をした上で御理解していただきたい。基本的には、あくまでも子ども達のため、成長のためということが大前提であるので、そういった内容を加えながらできるだけ効果的に有効に速やかに効果を生むための職として設置したものであるとの説明になると思う。

櫻井委員

現役の保護者としては、そのような説明をもしされたとしたら、大多数の保護者はどう考えるかという、クラス担任だとか、教科担任の中で不適格な方がいる現状を多々見ているが、十分に指導もできない教師がいっぱいいてそのために生徒達が困っているのに、教頭先生の手助けをするためにというような説明をされると優秀な教頭先生がいればうちは大丈夫ではないか、その分を不登校を減らすために養護教諭を増やすとか、学校医がもっと頻繁に来てもらえるよう経費をそちらに使うとか、そういうことにお金を使う代わりに主幹教諭を増やすというようなことだと、いまの説明だとかえって反感を持ちかねないと思う。現場はやはり自分の子どものために何をしてくれるだろうということを求めているので、突拍子もない親は別としてやはり学力向上だとか、豊かな学校生活を送るために教育委員会は何をしてくれるのだろうということを求めている時に、教頭先生のお手伝いするのを先に、大きな力になるからということと言われると非常にやはり理解はされないと思う。

菅原次長

職制上は一つの趣旨であるので、そういった言い方をしたが、当然先ほど申し上げたような問題への対応、先生方の支援ということも職制の趣旨に入っているので、そういったことを絡めながら現場サイドにも、設置しようとする地教委にも、あるいは学校長に対しても、これからこういった言葉がよいのか、分かりやすい言葉などを研究しながら前に進めていきたいと考えている。

小野寺委員

最後に一言言いたい、全国の例について伺った時に、それはそれぞれの県の独自の使い方なのであると説明であったと思う。もう一度その辺りを整理するとか、委員の方々からもいろいろな立場から意見が出ていると思うので、もう一度きちんと整理して、わざわざ新しい職を財政的な措置を講じて設けるのであるから、その趣旨なり、役割なりをきちんと伝えるように、そして役割を果たせるようになることが、私は大事だと思う。

委員長

大体意見は尽きたようであるが、基本的には学校の組織運営をするために何らかの工夫がいりそうだということについてはあまり皆さん心配していないが、校長先生への手助けだとか、教頭先生への手助けということについてそれぞれの思いがあり、そういう中でいわゆる職として設けるという部分についても少し微妙な見方がある状況ではある。ただ、何らかのそういう仕事をこなす人がいるということには異論があるわけではなく、その仕事の仕分け方がどのように仕分けられているのかという辺りが非常に曖昧で、先ほど

言った企画調整機能とか，渉外・広報機能などの言葉だけだと，校長はどうなんだ，教頭はどうなんだというところ，その辺がどちらも団子になるみたいな部分がある。その辺の説明が分かりにくいので，皆さんから質問が出てきているという気がする。いかがいたすか。

小野寺委員　いま出ている意見等を踏まえて，職の設置の趣旨というものがあるのだから，それを活かせるようにして欲しいと思うし，四つの職務があるが，本当にこれだけでよいのかどうか，私はあると思う。非常に分かりづらい。それで諸手を挙げて賛成とはならないのだと思う。その辺をきちんと説明して欲しい。宮城は宮城としての使い方があって言っているのだからそれに則り，それを地教委や現場にきちんと伝えてほしいというのが意見である。

教育長　今後具体化に向けて進める中で，これまでいただいた意見と更に関係する方々から意見を伺い，よいものとしていきたいと思う。

委員長　（委員全員に諮って）可決。

第2号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

（説明：教育長）

「宮城県立高等学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、3ページから15ページまでとなる。

今回の改正は、7月の教育委員会において報告した「県立高等学校組織編制計画等」のうち、「平成21年度の学科改編等」並びに昨年度及びその以前に報告している「平成20年度及び平成19年度県立高等学校組織編制計画」の実施に伴う学年進行による収容定員等の改正である。

内容については、4ページの概要版で御説明申し上げます。

2の改正の概要を御覧願いたい。

（1）の全日制課程の収容定員の変更については、第1学年の収容定員を、「平成21年度の学科改編等」で御報告した、小規模校の再編、学級減を行うものであり、具体的には、岩ヶ崎高校に「創造工学科」を新設し、鶯沢工業高校については募集停止とするほか、他7校については学級減とするものである。

第2学年、第3学年については、「平成20年度及び平成19年度県立高等学校組織編制計画」の学年進行により、それぞれ8学級減、5学級減を行うものである。

なお、農業高校秋保校と黒川高校大郷校については今年度末で閉校となることから、規定から削除するものである。

次に、（2）の定時制課程の収容定員の変更であるが、第2学年、第3学年について、学年進行によりそれぞれ収容定員の変更を行うものである。

（3）の男女共学化に伴う改正であるが、これについては仙台第三高校を男女共学化するものである。

なお、改正後の規則は、平成21年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第3号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第4号議案 職員の人事について

第5号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について

第6号議案 宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について

第7号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第3号議案から第7号議案までについては、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

1 1 課長報告等

(1) 教育・福祉複合施設の実施方針の公表について

(説明：教職員課長)

「教育・福祉複合施設の実施方針の公表について」御説明申し上げます。

資料は、1ページ及び2ページとなる。

教育・福祉複合施設についてはこれまでも何度かPFIの手法を用いて整備を行っていくということを御報告させていただいたところであるが、今般、法律に基づいた正式な手続として実施方針の公表に至ったので御報告申し上げます。

PFIの手法を用いて公共施設を整備する際には、法律に定めがある。民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律、いわゆるPFI法と言われているが、これに基づき様々な手続が定められているところである。今回、7月28日に公表した実施方針については、公共施設等の管理者等がPFI事業を実施するに当たり、PFI法に基づき、特定事業の選定に関する事項、民間事業者の募集選定に関する基本的な事項を定めて公表するという趣旨のものである。

概要であるが、PFIとしての事業期間は、施設整備に概ね3年、完成後の維持管理で15年として、平成39年3月末までの18年間を想定している。事業の方式は、いわゆるBTO方式と呼ばれているが、施設の建設後に建物の所有権を県に移管し、施設整備費は維持管理費と合算してサービス購入料として事業者側に支払っていくというものである。

PFIの業務に内容としては、施設の設計、工事監理、建設といった施設整備業務、それから建物の維持管理や清掃・環境衛生管理、警備といった維持管理業務としている。教員研修、あるいは教育相談、通信制高校の授業、あるいは新福祉センターにおける医療等の各機関が実施する本来業務は今後も県が直接実施することとしており、PFI事業の業務の範囲には加えていないものである。また、これらとは別に民間の収益事業の提案を募集することとしており、仮に提案が民間事業者から無かった場合においても将来的な可能性を踏まえて、3,500㎡を空地として確保していただくこととしている。施設

の概要としては、総合教育センターとして研修室、実習室、あるいは教育相談の部屋、情報研修室、多目的ホール等を考えているところである。また、通信制の独立校関係で教室、コンピューター室、図書室、進路室、保健室等を考えている。また、保健福祉部所管ではあるが、新福祉センターとして子ども総合センターについて、診察室、あるいは心理療法室等、また、中央児童相談所については、相談室、あるいは心理判定室等、また、附属施設として一時保護所を想定している。リハビリテーション支援センターについては、診察室や理学療法室等の部屋を考えているところである。これらを合わせて全体の施設規模として、20,800㎡程度を想定しているところである。これらの施設については各機関の連携・協力を図り、共有化も図り合理的・効率的な利活用を行いたいと考えている。

今後の事業の進め方であるが、9月の月上旬にPFI法に基づく特定事業の選定、施設の要求水準書(案)の公表を行い、9月議会にこの事業に関係する債務負担の議案を付議させていただき、10月の月上旬に入札公告を行いたいと考えている。その後、事業者からの提案を受け、審査を行い今年度中に落札者の決定を行えればと考えており、最終的には来年の7月に契約の締結を想定しているところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(2)平成20年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について

(説明：高校教育課長)

「平成20年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について」御説明申し上げます。

冊子の1ページを御覧願いたい。この冊子のねらいであるが、「1 検査問題の妥当性を検討し、今後の内容・形式等の改善に資すること」、「2 受検者の学習成果の実態を明らかにし、県下中学校の学習指導上の留意点を考察すること」を目的として作成している。

冊子の2ページ、「学力検査の結果」を御覧願いたい。今回の入試全体の概要を示している。

「1 総点」は、一般入試における全日課程受検者全員の5教科総点の度数分布を示したものである。昨年度と比較すると、平均値は上昇し、300点付近を平均とする正規分布に近い分布となっており、全体としてほぼ妥当であったと考えている。

2ページから3ページに各教科の平均点及び得点分布を示している。得点分布については、昨年度と今年度の比較ができるよう、2年分のグラフを掲載している。学校選択問題を含む数学と英語については、A・B問題いずれも平均点は上昇しており、得点分布を見ても、入試の問題として妥当なものであったと考えている。今後も、中学校における指導の充実を期待するとともに、入試問題の作成に一層工夫してまいりたいと考えている。

次に、冊子の4ページ、各教科の分析結果の概況を御覧願いたい。

【国語】(62.1点で前年比+11.5点)については、平均点は大幅に上昇したが、小説の問題の分析からは、読むことと書くことを関連づけた指導の工夫、説明的文章の分

析からは、文脈に即して論理の展開を的確に把握する読解を目指した指導の工夫が望まれる。

【社会】(56.2点で前年比+6.1点)については、一つ一つの資料からの情報の抽出は概ねできているが、それらを総合化することができない傾向があった。今後の指導において、基礎的な知識の概念を、説明したり活用させる機会を多くするなどの工夫が望まれる。

【理科】(53.6点で前年比+7.0点)については、複数の事項を関連づけて考える問題や記述問題・計算問題では正答率が低く、得られた情報を基に科学的に考察したり、自分の考えをまとめるための基本的な力を身に付けさせるための指導の工夫が望まれる。

次に、学校選択問題を導入している数学と英語についてであるが、【数学】(Aが43.6点で前年比+11.1, Bが63.6点で前年比+17.3点)については、A・B問題ともに前年より平均点が上昇し、基本的な概念や原理・法則の理解は定着している状況がうかがえるが、いくつかの既習事項を複合して考えたり活用する総合的な問題で正答率が低くなっており、活用力を身に付けさせるための指導の工夫が望まれる。

【英語】(Aが48.9点で前年比+11.0点, Bが70.4点で前年比+8.4点)についても、A問題, B問題ともに平均点は上昇しているが、適切な英語で表現する力や、単語や文法事項に関する基礎的な知識・理解力が不足していると考えられることから、基礎力の一層の向上・定着が必要と思われる。

5つの教科全体を通して、基礎・基本は概ね定着していることがうかがえるが、いわゆる応用力、活用力の点で課題があると思われる。

各教科の「結果と考察」については5ページに以降に詳しく掲載しているので、後程御覧いただきたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 やはり入試結果というのは、問題の難易度によって左右されるところがあると思う。それで資料を見ると上がっている。これをまず一つどう捉えるのか。それから、この結果をどう学力形成に結びつけて行くのかということである。去年もそうだったが、問題点をしぼると数学と英語が弱いよということだと思う。今年の場合は、結構数学も英語も伸びているが、そういうことが言えると思う。二つ目は、いま高校教育課長が説明したとおり読解力が弱い、思考力が弱いとか、活用力が弱いという話に必ずなる。特に思考力とか、活用力はある面では高次な能力だと思うが、仮に他の県と比べて、教科では数学が弱い、思考力や活用力が弱いというのが宮城の特徴なのかどうか、弱い県として見られる傾向なのかどうか。それから、このようなことを受けて現場は対応していると思うが、現場は対応していないのか。それとも対応したいのだが、基礎基本の段階で止まっているのか。そこまで届かないのかとも思ったりする。その辺りについて見極めて対策を講じていかないと毎年同

じ分析になると思う。いかがか。

高校教育課長 まず平均点が上昇したと学力の向上があったこととの関係であるが、委員御指摘のとおり一概にそうとは言いきれないところもある。ただ、問題をつくるほうとしては全体の平均点を250から270ぐらいにまず全体として見ていき、入試の選抜資料として学力検査が十分活用できるようにということで問題の難易度も考えているので、そういった問題をつくるという面からいうとほぼ妥当であったと考える。ただ、それが直ちに中学校全体の学力が、平均点が上がったから向上したというふうには一概には言いきれないかと考えている。

それから、本資料であるができるだけ中学校の現場で読んでいただいて、それぞれ個別に問題ごとに正答率もあげ、その辺の分析も各教科ともしているのので、できるだけ中学校の現場で教科指導に役立てていただけるようにということでこれまで作成してきている。毎年改善を加えてより活用していただきやすいようにつくっているつもりではあるが、今後も中学校の現場からもこういった分析の仕方について御意見をいただきながら更に改善を加えていきたいと考えている。

小野寺委員 何か物足りない。これを現場に伝えるということだが、そのとおりだと思う。そのとおり伝わっているかどうかだと思う。それから、伝わったとしてもどういうことがやれるのか、あるいはできないのか、あるいは中学校に指導する力が無いか、一般的なことではなく、もう少し踏み込んで何かないか。

高校教育課長 中学校での指導の実践の状況自体についてはこちらで管轄していないので、直接的な言及はできないところであるが、高校としては委員から御指摘のあった教科の指導力を向上させることが大前提であり、極めて重要であると考えており、高校でも授業の研究を今年も50校以上でやるが、そういった授業研究の際には中学校にも声がけして、中学校の先生方にも高校の授業の様子を御覧いただきながら教科指導の改善点についての意見交換、情報共有をしていくということで取り組んでいる。そういった形で高校での取組の中に中学校の先生方にも御意見を頂戴したり、取組の中に入れていただいたりすることを今後とも充実させることによって、中学校でもそういったことを反映していただけると大変助かると思う。

委員長 いまの話の中で基礎はよいが応用にいくつか問題があるという話を皮肉な言い方をしている人がいると、要するにやっとな非常に単純な問題には答えられるようにトレーニングできたが、人生の中で役立つようなしっかりした学力というのには至っていないという可能性はあるわけである。そういう意味ではできたからよいという話ではなく、本当によく分かってもらい、応用問題も解ける人になってもらいたいというのは、大きなテーマになると思う。いろ

いる検討いただきたい。

小野寺委員 宮城の問題にはこういう問題があるというのが出てきているので、もう少し議論していかないといけない。これであっても入試が一つの義務教育のゴールであったととらえれば、もっと広く中学校だけの問題ではない。小学校からやっていかないとと思うし、先ほどの不登校の問題も当然かかわってくるのだが、その辺りも絡めてどこかでやっていく必要があると思う。

委員長 少し時間をかけて協議会あたりで議論することをやり、総合的に考えてみることにしたい。

(3) 無形文化遺産「代表一覧表」提案候補について

(説明：文化財保護課長)

「無形文化遺産『代表一覧表』提案候補について」御説明申し上げます。

文化庁は7月30日に記者発表を行い、ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づき日本における候補14件を公表したが、その中の1件として宮城県の「秋保の田植踊」が選ばれたので御報告申し上げます。

無形文化遺産は、ユネスコが条約締約国の中からの提案に基づき各国の芸能や祭礼行事、慣習、伝統工芸技術等の中から人類の無形文化遺産の重要なものとして代表一覧表に、いわゆる代表リストに登載される資産をいうものである。今回、文化庁が行うのは、この代表資産として採択されることを目指したものである。

内容についてであるが、添付した写真を御覧願いたい。

秋保の田植踊は、湯元の田植踊、長袋の田植踊、馬場の田植踊の三つがあり、現在、それぞれの保存会により保護・継承されているが、その重要性からこれらは昭和51年5月から国の重要無形民族文化財に指定されたものである。この田植踊というものは、年の初めに米の豊作を予め祝うことによってその年の豊作を祈念するものである。本来は小正月に集落の庭で行われていたものであるが、現在はお寺や神社の祭礼で踊られているという状況に変わっている。

登録に向けてのこれからの予定であるが、必要書類である提案書については文化庁が作成して9月30日までにユネスコに提出される予定となっている。リストに登録されるのは、来年の9月になるとのことである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 これはすごいことであろう。

文化財保護課長 今回初めての提案であるが、日本では14件ということで、1件その中に入っているということで大変名誉なことだと思う。

佐々木委員 世界遺産の松島のほうはどうなっているのか。この間、平泉が落ちてその時の記事を熱心に読んでいて、提案の仕方にやはり戦略があるのではないかという印象を持った。私達の地域の文化が世界的な評価をされるということ

はとても素晴らしいことだと思う。すごく地域性を強調しすぎるのも一つのある意味敗因ということがあるのか、いろいろとプレゼンテーションの仕方をいろいろ研究するとよいのかと思い、その時みていたが、ぜひがんばってほしいと思う。よろしくお願いしたい。

1 2 その他

櫻井委員 配布されている資料の（仮称）仙台二華中学校・高等学校の概要についてであるが、本日でなくてもよいが、この間の学校説明会がすごく熱い雰囲気だったという報道がされていたので、どういう質問がされて、どういう様子だったのかというのを後でよいので教えていただきたい。

高校教育課長 協議会で当日渡したパンフレットをお渡ししたい。

1 3 次期教育委員会の日程について

平成20年9月17日（水）午後1時30分から

1 4 閉 会 午後4時45分

平成20年9月17日

署名委員

署名委員